

24水管第2344号
平成25年2月22日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 林 芳 正

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について（諮問第227号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案について（中西部太平洋条約海域における大中型まき網漁業の操業の制限）

I 趣旨

中西部太平洋におけるかつお・まぐろ類等高度回遊性魚種の資源の保存管理は、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）において必要な措置が定められている。

今般、2012年のWCPFC年次会合において採択された保存管理措置に関し、国内法令の担保をするため、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「指定漁業省令」という。）について所要の改正を行う。

II 概要

1 太平洋島嶼国EEZで囲まれた公海の周年禁漁の廃止

保存管理措置において、太平洋島嶼国のEEZで囲まれた公海におけるまき網漁業を周年禁漁とする措置が廃止されたため、当該措置を担保していた指定漁業省令別表第2の大中型まき網漁業の項第2号ハ及びニの各規定を廃止する。

2 FADs^(注)操業の制限の強化

(1) 鯨付き操業及びさめ付き操業の禁止

保存管理措置において、中西部太平洋条約海域におけるまき網漁業の、投網前に鯨又はじんべいざめを視認した場合の当該鯨等が集まる魚群に対する操業（鯨付き操業、さめ付き操業）が禁止されたため、指定漁業省令別表第2の大中型まき網漁業の項に当該禁止措置の規定を追加する。

(2) 熱帯域におけるFADs操業の制限強化

保存管理措置において、熱帯域（中西部太平洋条約海域のうち、南緯20度の線以北、北緯20度の線以南の海域）におけるFADs操業について、毎年7月から9月までの期間の操業禁止が継続されたほか、年間のFADs操業回数の上限を超過しない措置をとることとされたため、指定漁業省令別表第2の大中型まき網漁業の項第7号を改正し、FADs操業禁止期間を農林水産大臣が設定できるよう措置する。

併せて、FADs操業の回数を随時把握するため、指定漁業省令第28条で定める漁獲成績報告書の提出期限を改正し、熱帯域で操業する大中型まき網漁業について、各週ごとに作成する漁獲成績報告書を翌週月曜日まで提出することとする。

(注) 洋上の流木、生物、人工物等を集まるかつお・まぐろ類を漁獲する操業手法。Fish Agregating Deviceを略したもの

III 施行期日

平成25年3月31日（予定）

○農林水産省令第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月 日

農林水産大臣 林 芳正

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項の表大中型まき網漁業の項中「南支那海」を「南シナ海」に、「每航海」を「各週（日曜日から土曜日までの七日をいう。）ごと」に、「当該航海終了後三十日以内」を「当該各週の翌週の月曜日まで」に改める。

別表第二大中型まき網漁業の項第二号ハ及びニを削り、同項中第八号を第九号とし、同項第七号中「毎年七月一日から同年九月三十日までの」を「農林水産大臣が定めた」に改め、同号を同項第八号とし、同項第

六号の次に次の一号を加える。

七 中西部太平洋条約海域におけるかつお又はまぐろに係る大中型まき網漁業の操業（投網前に視認される鯨又はじんべえざめから一海里以内の海域におけるものに限る。）は、禁止する。

附 則

1 この省令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に航海中である大中型まき網漁業につき漁業法第五十二条第一項の許可を受けた者については、この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十八条第一項の規定は、当該航海の終了の時から適用し、当該航海の終了前は、なお従前の例による。

3 この省令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの省令の施行後にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（漁獲成績報告書等の提出）		（漁獲成績報告書等の提出）	
指定漁業の名称	報告書の種類	指定漁業の名称	報告書の種類
<p>第二十八条 指定漁業者は、指定漁業ごとに、次の表に掲げる漁獲成績報告書又は事業成績報告書を同表に定める提出期限までに農林水産大臣に提出しなければならない。</p>	<p>第二十八条 指定漁業者は、指定漁業ごとに、次の表に掲げる漁獲成績報告書又は事業成績報告書を同表に定める提出期限までに農林水産大臣に提出しなければならない。</p>		
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>東経百七十九度五十九分四十三秒以西の北緯二十度二十一秒の線、北緯二十度二十一秒以北、北緯四十度十六秒以南の東経百七十九度五十九分四十三秒の線、東経百七十九度五十九分四十三秒以東の北緯四十度十六秒の線から成る線以南の太平洋の海域（南シナ海の海域を除く。）において操業する場合にあつては、各週（日曜日から土曜日までの七日をいう。）ごとの漁獲成績報告書</p>	<p>当該各週の翌週の月曜日まで</p>	<p>東経百七十九度五十九分四十三秒以西の北緯二十度二十一秒の線、北緯二十度二十一秒以北、北緯四十度十六秒以南の東経百七十九度五十九分四十三秒の線、東経百七十九度五十九分四十三秒以東の北緯四十度十六秒の線から成る線以南の太平洋の海域（南支那海の海域を除く。）において操業する場合にあつては、<u>毎航海の漁獲成績報告書</u></p>	<p>当該航海終了後三十日以内</p>

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----

2 (略)

別表第二(第十七条関係)

指定漁業の名称 (略)	制限又は禁止の措置
大中型まき網漁業	<p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる海域におけるかつお、まぐろ又はぶりに係る大中型まき網漁業の操業は、禁止する。 イ・ロ (略)</p> <p>(削る。)</p>
	<p>三六 (略)</p> <p>七 中西部太平洋条約海域におけるかつお又はまぐろに係る大中型まき網漁業の操業(投網前に視認される鯨又はじんべえざめから一海里以内の海域におけるものに限る。)は、禁</p>

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----

2 (略)

別表第二(第十七条関係)

指定漁業の名称 (略)	制限又は禁止の措置
大中型まき網漁業	<p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる海域におけるかつお、まぐろ又はぶりに係る大中型まき網漁業の操業は、禁止する。 イ・ロ (略)</p> <p>ハ インドネシア、パプアニューギニア、パラオ及びミクロネシアの排他的経済水域によつて囲まれた公海</p> <p>ニ キリバス、ソロモン、ツバル、ナウル、パプアニューギニア、フィジー、マーシャル及びミクロネシアの排他的経済水域によつて囲まれた公海</p> <p>三六 (略)</p> <p>(新設)</p>

(略)	
(略)	<p>九 八 南緯二十度の線以北、北緯二十度の線以南の中西部太平洋条約海域における大中型まき網漁業の操業(集魚装置から一海里以内の海域におけるものに限る。)は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。</p>
(略)	
(略)	<p>八 七 南緯二十度の線以北、北緯二十度の線以南の中西部太平洋条約海域における大中型まき網漁業の操業(集魚装置から一海里以内の海域におけるものに限る。)は、毎年七月一日から同年九月三十日までの期間内においては、禁止する。</p>

